

201101033A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究

平成23年度 総括研究報告書

研究代表者 阿部 彩

平成24（2012）年 3月

## 研究者リスト

阿部 彩 部長	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部 部長	(研究代表者)
岩田正美	日本女子大学人間社会学部 教授	(研究分担者)
西村幸満 第2室長	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部 第2室長	(研究分担者)
重川純子	埼玉大学教育学部 教授	(研究協力者)
山田篤裕	慶應義塾大学経済学部 准教授	(研究協力者)
岩永理恵	神奈川県立保健福祉大学 講師	(研究協力者)
黒田有志弥 研究員	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部 研究員	(研究協力者)
卯月由佳	文部科学省生涯学習政策局 調査企画課	(研究協力者)
上枝朱美	国立社会保障・人口問題研究所 客員研究員／東京国際大学 経済学部 准教授	(研究協力者)
野田博也	日本女子大学人間社会学部 助教	(研究協力者)
深井希代	日本女子大学現代女性キャリア研究所	(研究協力者)
進藤理恵	国立社会保障・人口問題研究所 研究アシスタント	
福山洋子	国立社会保障・人口問題研究所 研究アシスタント	

## 目次

I.	総括・分担研究報告-----	1
	(総括研究報告書) 貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究	阿部 彩 3
	(分担研究報告書) MIS法を用いた最低生活水準の推計（高齢者）	岩田正美 9
	(分担研究報告書) 貧困世帯の時点間比較	西村幸満 13
II.	論文	
[ 1 ]	最低生活水準の算定手法の開発と試算 (MIS) -----	19
①	勤労世代単身男女、子ども	
	(論文) 「MIS 法を用いた日本の最低生活費試算 一他の手法による試算および生活保護基準との比較」	岩永理恵・岩田正美 23
	(論文) 「日本における MIS 法の適用とその結果」	重川純子・山田篤裕 35
	(論文) 「MIS 最低生活費の日英比較」	卯月由佳 51
	(発表資料) 「Applying MIS Japan」	Iwata, Abe, Shigekawa, Iwanaga, Yamada, Uzuki
②	高齢単身男女	
	(調査実施状況) 高齢単身 男女グループの実施状況	81
	(論文) ミニマム・インカム・スタンダード (MIS 法) を用いた最低所得基準の推計 (高齢単身男女)	岩田正美・重川純子・岩永理恵 83
	(調査結果) 最終品目リスト	104
	1ヶ月献立表・食費計算リスト	
③	子どもを持つ親	
	(調査実施状況) 子どもを持つ親 男女グループの実施状況	131
	(調査報告) ミニマム・インカム・スタンダード (MIS 法) を用いた最低所得基準の推計 (子どもを持つ親)	阿部彩・上枝朱美・山田篤裕 133
[ 2 ]	最低生活を規定するものの分析-----	151
	(論文) 「高齢者の住宅と社会保障のあり方についてー生活満足度との関連でー」上枝朱美 153	
	(論文) 「人にはどれくらいの住宅が必要かー最低限必要な住まいとはー」 上枝朱美 169	
	(調査) 「2011 年社会必需品調査 調査結果」「調査票」	阿部 彩 185
	(調査) 「必需サービス調査 調査結果」調査票」	阿部 彩 196

[ 3 ] 貧困と政策	-----	211
(基調講演) 「Social Inclusion Policy of the UK」	-----	David Gordon 213
(イギリスの社会的包摶政策：成功と失敗)		
(報告資料) 「Poverty and Social Exclusion in Japan」	-----	Masami Iwata 225
(論文) 「貧困世帯の時点間比較		
- 1999 年と 2007 年における世帯収入に基づいて -	-----	西村幸満 239
(論文) 「給付付き税額控除による給付と補足性の原理」	-----	黒田有志弥 259
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	-----	269
IV. プロジェクト進行記録	-----	273
V. 研究会・講演会配付資料	-----	281
2011 年 10 月 27 日		
2012 年 1 月 6 日		
2012 年 1 月 7 日		
2012 年 1 月 9 日		
2012 年 2 月 17 日・21 日		

# I . 総括・分担研究報告

厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）  
総括研究報告書

貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究

研究代表者 阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所 部長

研究要旨

平成 23 年度は、平成 22 年度から始めた MIS (Minimum Income Standard) 法を用いた最低限の基礎的生活費（以下、最低生活費）の推計を継続して行った。具体的には、①勤労世代単身世帯男女と子どもの最低生活費については、社会保障審議会生活保護基準部会、学会、および国際セミナーにて報告した。また、この結果を 3 本の論文にまとめ、近日刊行予定である社会政策学会誌の特集として発表した、②高齢者単身世帯男女および子どもの親のケースについて最低生活費の算定を行った。その結果、高齢単身者については、男性 174,633 円、女性 180,803 円（住宅費込み）となり、住宅費を除くと総務省統計局「全国消費実態調査」、同「家計調査」の高齢単身者の平均に比べて 8 割から 7 割強の額となった。この結果は勤労世代の単身とほぼ同じであり、MIS 法の頑強性が伺われた。親の最低生活費については、平成 24 年度に「親と子」の合体世帯の推計を行う必要があり、その作業の後に世帯の最低生活費が確定する。

次に、アンケート調査に基づく「社会的必需品調査」を行った。同様の 2003 年調査に比べると、大人の必需品については支持率が高まったもの、低まったくものの両端があつたが、子どもの必需品については、ほぼ全項目において支持率が高まった。この背景には、2003 年から 2011 年にかけて子どもの貧困に関する関心が高まつたことがあると考えられる。

平成 24 年 1 月には、上記 MIS および社会的必需品調査の日英比較を行うために、一連の国際セミナー・シンポジウムを行った。イギリスから計 6 名の貧困・社会的排除の研究者を招へいし（渡航費用はイギリス政府、シンポジウム等開催費用は日本学術振興会）意見交換を行い、日英比較の分析を行った。これらの結果は、国際ジャーナルにて報告される予定である。

研究分担者：

岩田正美 日本女子大学教授  
西村幸満 国立社会保障・人口  
問題研究所室長

研究協力者：

岩永理恵 神奈川県立保健福祉大学  
講師  
卯月由佳 文部科学省  
重川純子 埼玉大学 教授  
山田篤裕 慶應義塾大学准教授

A. 研究目的

本研究プロジェクトは、貧困と格差が社会に及ぼす諸コスト（経済的および社会的）についての理解を深め、日本における貧困の実態を把握した上で、最低生活費の算定手法を検討し、試算を行う。さらに、近年構築されつつある各種の対貧困プログラムの対費用効果についての分析フレームワークを構築するものである。具体的には、以下の 4 つのサブ・プロジェクトを行う：

①格差が及ぼす社会への影響の研究、②格差と貧困の経済コストの研究、③最低生活水準の算定手法の開発と試算、④貧困統計データベースの構築。これらを行うことにより、貧困や格差の影響についての理解の浸透、貧困などに対処する政策・プログラムの効果を計量的に把握、最低生活に関する国民意識を解明、政策立案の基礎資料の構築、貧困や格差の基礎統計を整備と統計の解釈について国民的理解を深める、などの効果が期待される。

## B. 研究方法

### 1) MIS 法による最低生活費の推計

平成 23 年度は、サブ・プロジェクトの③である最低生活水準の算定手法の開発と試算を主に行った。まず、第一に、イギリスで開発された MIS (Minimum Income Standard) 手法を用いた最低生活水準の推計を行った。MIS 法とは、マーケット・バスケット（積み上げ）方式によって最低生活費を算出する方法であるが、通常のマーケット・バスケットと異なり、一つ一つの品目が研究者や行政官によって決定されるのではなく、一般市民の合意のもとに積み上げられていく点である。そのため、MIS 法においては、少數の一般市民を集めたグループ・インタビューを何度も繰り返し、ある仮定の設定の人物の最低生活に必要となる全項目をリストアップし、それを何度も精査していくという非常に時間と手間がかかる方法である。また、価格付けにしても、実際に店頭（やインターネット・ショッピング）で並んでいる商品を参照とすることから、ここで算定される最低生活費は理論値ではなく一般市民の経験と実際の市場価格に基づくものとなる。

平成 22 年度は、稼働年齢（32 歳）の単身男性、単身女性、および子ども（5 歳、小 5、中 3）の最低生活費の算定を行った。

平成 23 年度においては、これらの結果を、社会保障審議会生活保護基準部会（2011.9.27.）、学会（社会政策学会 2011.5.21）、および国際ワークショップ（2012.1.6）にて報告した。また、この結果を 3 つの論文にまとめ、社会政策学会誌に掲載するために執筆した。

さらに、平成 23 年度は、高齢の単身男性、単身女子、および、子どもの親の最低生活費についての、一連のグループ・インタビューを行った。高齢者については、単身であるため、最低生活費の推計が終了し、本報告書に掲載されている。子どもの親については、子どもの最低生活費と親の最低生活費を合体させ、重複するものを削除するなどを行わなければならないため、この作業については平成 24 年度に行うこととしている。

平成 23 年 1 月の国際ワークショップでは、MIS 法を開発したイギリス・ラフバラ大学の研究者と意見交換し、イギリスと日本の MIS 法の実践と結果についての国際比較研究を行うことが合意された。この研究については、既に、海外の国際ジャーナルに掲載されることが決定している。

### 2) 社会的必需品調査の実施

平成 23 年度の最後に、アンケート調査による一般市民の考える最低限の基礎的生活に必要な必需品の調査（2011 年社会的必需品調査）、平成 24 年度後半に一般市民の考える最低限の自治体サービスの調査（必需サービス調査）を行った。前者に関しては、国際ワークショップ（2012.1.6.）にて報告した。本調査の結果は、イギリスで同様の調査を実施しているブリストル大学パンタジス准教授と共に、共同研究として日英比較分析を行っており、平成 24 年 7 月にイギリスで行われる国際学会にて報告される。後者に関しては、現在、データを分

析中であり、その結果は平成25年度の報告書に掲載予定である。

### 3) 日本版総合的社会調査（JGSS）を用いた貧困研究の模索

これまでの日本における貧困研究の多くが厚生労働省「国民生活基礎調査」を用いたものであるが、本研究では民間データでありより公開性の高い日本版総合的社会調査（Japanese General Social Surveys, 以下 JGSS）を用いた貧困研究の可能性を提案した。JGSS のデータを OECD 方式の等価スケールに基づく貧困基準（世帯収入の中央値の 50%）を用いて貧困率を推計し、その推移を検証した。

## C. 研究成果

1) MIS 手法にのっとって単身高齢男女それぞれに確定した「最低必要な基礎的な生活」費用の月額は、男性 174,633 円、女性 180,803 円であった。この結果を、総務省統計局「全国消費実態調査」、同「家計調査」の高齢単身者の平均値と比較すると、消費支出全体では、全国消費実態調査データ、家計調査データに対する本調査結果の値はいずれも 100 を超え、本調査の方が高い。一般平均データでは高齢期の持ち家率は比較的高いが、本調査では賃貸居住が前提であり、家賃を含む住居費が消費支出の約 4 割を占めており、住居費を除く消費支出額は男性 108,508 円、女性 96,928 円である。この金額を全消、家計調査と比較すると、対全消では男性 86%、女性 71%、対家計調査では男性 85%、女性 72% と、男性は一般平均値の 8.5 割、女性は 7 割強の支出額であった。

2) 「2011 社会的必需品調査」は、二つの比較を目的としている。一つは、2003 年に行った同様の調査との時系列比較、およ

び、若干異なる二つの設問によってどれほど結果が左右されるかの比較である。まず、前者に関しては、大人の必需品については、「それが必要である」とする割合が多くなった項目（世帯専有のシャワーか風呂、世帯専有のキッチン、親戚の冠婚葬祭への出席、毎月少しづつでも貯蓄できること、2 人以上世帯での 1 部屋以上の寝室、インターネットアクセス）と、少なくなった項目（固定電話、寝室と別の居室、ビデオプレーヤー）と両方に振れた。子どもの必需品については、ほぼすべての項目について支持率が上がっている（唯一下がったのは、「ウォークマン、CD/MD プレーヤー」2011 年調査では「iPod など携帯音楽プレーヤー」に変更）。

また、設問のちょっとした違いによって支持率が左右されることも確認された。

3) JGSS データによる貧困率は、旧 OECD 方式の等価スケールによると、15.5%，等価方式（世帯人数の平方根）によると 15.1%となり（2007 年）、国民生活基礎調査による貧困率（等価方式）の 16.0% と近い数値となった。また、1999 年から 2007 年の推移をみると、14.4%から 15.5% へと微増の状況であった。

## D. 考察 E. 結論

1) 単身高齢者については、今回得られた最低生活費月額は、住宅費を除いて比較すると一般平均値の 8.5 割～7 割強であった。また稼働年齢期の結果ともそれほど変わらず、費目別の支出傾向からは MIS 法に一定の妥当性があるといえる。ただしいくつかの課題についてさらに改良していく必要があろう。

子どもを持つ親の推計については、世帯員の個々の最低生活費を合体させるという大きなステップが積み残しとなってお

り、平成24年度の大きい課題である。これについては、「親1人+子1人」の場合、「親2人+子1人」の場合で、親のニーズが異なる可能性もあり、さらなるグループ・インタビューが必要であると考えられる。特に注目されるのは、「母+子」の世帯の場合、特別なニーズが発生するか否かである。これについては政策的含意も多く、平成24年度の課題としたい。

2) 社会的必需項目の時系列の変化については、2003年から2011年という8年間の間においても、大きい変化があることがわかった。特に、子どもの必需品については、それらを「絶対に必要である」とする一般市民が大幅に多くなったことは、記載に値する。この背景には、この間、子どもの貧困についてのマスコミからの注目度が高まり、新しい政策の導入などもあって一般市民の子どもの貧困における理解が深まったことが関係していると考えられる。一方で、大人の必需品については、さほど大きな変化はない。固定電話の支持率の低下やインターネットアクセスの上昇など、あきらかに技術革新によって「何が必要か」の考えが変わったものもあるが、多くの物品については変わらぬ結果となった。

社会的に承認される必需品が何かという問いは、数年ごとに調査し直す必要性があることが示唆される。

3)これまで貧困研究に用いられることが多かった「国民生活基礎調査」は、一方で低所得者が「消費実態調査」などと比べて多くなっているなどデータの偏りがあるのではとの指摘があった。今回、JGSSを用いた調査でほぼ同じ率になったということは、「国民生活基礎調査」のデータに偏りがあるという指摘にも大きな反論と

なる。JGSSは、社会学者も多く用いており、比較的に公開度が高いので、JGSSを用いた貧困研究が普及することが望まれる。

## F. 健康危険情報 なし

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

阿部彩(2011)「子どもの貧困と社会的排除：子どもの社会生活は社会経済階層(SES)によって異なるのか」『こども環境学研究』Vol.7.No.2(通巻18号)  
阿部彩(2011)「貧困と社会的排除－ジェンダーの視点からみた実態－」大沢真理編『ジェンダー社会科学の可能性』岩波書店, p.113-142

岩永理恵・岩田正美「MIS法を用いた日本の最低生活費試算——他の手法による試算および生活保護基準との比較」『社会政策』第4巻第1号 ミネルヴァ書房

重川純子・山田篤裕「日本におけるMIS法の適用とその結果」『社会政策』第4巻第1号 ミネルヴァ書房  
卯月由佳「MIS最低生活費の日英比較」『社会政策』第4巻第1号 ミネルヴァ書房

### 2. 学会発表

岩田正美・阿部彩・岩永理恵・重川純子・山田篤裕(2011)「日本におけるMIS手法の適用：単身若年男女と子どもの最低生活費の算定」テーマ別分科会「イギリスMIS (Minimum Income Standard) 手法による割いて生活費の算定：日本への適用」社会政策学会第122回、明治学院大学、2011.5.21

岩田正美(2012)国立社会保障・人口問題研究所・公開シンポジウム「社会的包摂－

政策の成功と失敗－イギリスの経験・日本の希望」（2012.1.7 慶應義塾大学）  
パネリスト

国際セミナー The State of Art of  
Measuring Poverty and Social  
Exclusion in the UK and Japan (日英  
における貧困と社会的排除測定の最先端)  
(2012.1.6、国立社会保障・人口問題研究所)

- ① Abe, Aya, "Public Perception of Necessities in Japan"
- ② Yamada, A. & Uzuki, Y. "Applying MIS(Minimum Income Standard) in Japan"
- ③ Iwata, M. "An Overview from the 1990s and Recent Policy Responses"

G. 知的所有権の出願・登録状況  
なし

厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）  
総括研究報告書

貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究

研究分担者 岩田正美 日本女子大学

研究要旨

昨年度よりイギリスで開発されたミニマムインカムスタンダード（MIS）法による最低所得基準の作成を、本年度は高齢単身男女について行い、この手法の意義と課題について検討した。

フォーカス・グループへの参加対象は、三鷹市およびその近隣の地域在住の65歳以上で健康な、年金が主な収入の高齢単身男性、高齢単身女性である。本年度は昨年度の「最低生活費」の定義を用いたため、フォーカス・グループは、事例グループ、確認グループ、再確認グループの3段階とした。事例は、男性、女性とも71歳、三鷹市在住、主に年金収入で暮らす健康な男女である。3段階調査と価格調査、栄養調査の結果、単身高齢男女それぞれの「最低必要な基礎的な生活」費用の月額は、男性174,633円、女性180,803円となった。本調査では賃貸居住が前提のため住居費が消費支出の約4割を占めているが、住居費を除くと男性108,508円、女性96,928円である。この金額を全消、家計調査と比較すると、対全消では男性86%、女性71%、対家計調査では男性85%、女性72%となった。

MIS法の課題としては、高齢期のストックや習慣への配慮、男女の違いの大きいニーズをどう扱うか、貯金ややりくりへの配慮などが指摘できる。また参加者の属性や組み合わせに大きく依拠しているため、リクルーティングをどう行うかも重要な課題である。

A. 研究目的

MIS法によって、高齢期の単身男女の最低所得基準を作成し、この手法のわが国へ適用の可能性を検討するものである。

B. 研究方法

MIS法に基づいて、フォーカス・グループによる最低生活の必要な財・サービスの合意形成とその価格づけを行った。

- ・参加対象は、三鷹市およびその近隣の地域在住の65歳以上で健康な、年金が主な収入の高齢単身男性、高齢単身女性である。
- ・本年度は昨年度の「最低生活費」の定義を用いたため、フォーカス・グループは、事例グループ、確認グループ、再確認グループの3段階とした。

- ・事例は、男性、女性とも71歳、三鷹市在住、主に年金収入で暮らす健康な男女
- ・対象の年齢も考慮に入れ、各段階の議論の所要時間を変更した。
- ・対象者の年齢も考慮に入れ、男女別事例グループをそれぞれ2日に分けて実施
- ・確認グループ、最終確認グループは、男女混成のフォーカス・グループで実施
- ・調査準備、価格調査、栄養チェック等を含めた調査期間は2011年7月～2012年3月
- ・3段階の話し合いは以下の通りに実施。  
2011年8月1～2日 単身男性 事例グループ(7名) 三鷹市シルバー人材センター  
各日13:00～17:00

2011年8月4~5日 単身女性 事例グループ（7名）三鷹市シルバー人材センター  
各日13:00~17:00

2012年2月14日 確認グループ（男女混成10名）三鷹市市民協働センター  
14:00-17:30

2012年3月7日 最終確認グループ（男女混成10名）三鷹市民協働センター

・価格調査は、話し合いで明らかになった、  
参加者の利用する頻度の高いスーパー  
マーケットなど複数の店舗において、実地調査  
を行った。

・献立作成に当たっては、e-献立作成ソフト  
「らくらく献立 EX2010」を利用した。  
さらに栄養専門家に、1週間分プラス二日  
分の栄養チェックを依頼した。

・分析に当たっては、①総務省統計局「全  
国消費実態調査」2009年調査の単身世帯・  
無職世帯・65歳以上(65~69歳、70~74  
歳、75歳以上の各平均値の単純平均)の性  
別データと、②同「家計調査」の単身世帯・  
65歳以上の2009年、2010年、2011年の  
3カ年の平均値データとの比較を行った。

### C. 結果

3つのグループの話し合いを経て、単身高  
齢男女それぞれに確定した「最低必要な基  
礎的な生活」費用の月額は、男性174,633  
円、女性180,803円である。

消費構造をみると、男女ともに、消費支  
出のうち住居費割合がもっとも高く、特に  
女性の場合には46.4%を占める。男女ともに、ついで高いのは食料費であり、男性  
では19.2%、女性では18.4%を占める。  
男性には外食が計上されていないが、月1  
回の友人との飲み会分2,069円は交際費  
に計上されている。稼働年齢の男女の場合  
には外食割合が食料費のそれぞれ27.6%、  
23.8%を占めていたが、高齢者の場合には  
外食割合は低い。男女ともに、弁当や総菜  
を利用しており、食料費中中食割合が、男

性では27.6%、女性では27.0%を占める。

この他、男性では9.5%を占める交際費  
を含むその他の消費出割合が12.4%と高  
い。

教養娯楽費割合は、男性では7.8%、女  
性では8.1%と、食料、住居以外の費目で  
は割合が大きい。交通通信費割合は、通信  
費割合の高さの影響を受け男性の方が女  
性に比べ高い。光熱・水道費は男女同額、  
保健医療費もほぼ同額である。家具・家事  
用品費、被服及び履物費は女性の方が金額  
が大きく、割合も大きい。男女ともに、10  
大費目の中では被服及び履物費の割合が  
もっとも小さい。

以上の結果を、総務省統計局「全国消費  
実態調査」、同「家計調査」の高齢単身者  
の平均値と比較すると、次の点が明らかと  
なった。消費支出全体では、全国消費実態  
調査データ、家計調査データに対する本調  
査結果の値はいずれも100を超え、本調  
査の方が高い。一般平均データでは高齢期  
の持ち家率は比較的高いが、本調査では賃  
貸居住が前提であり、家賃を含む住居費が  
消費支出の約4割を占めており、住居費を  
除く消費支出額は男性108,508円、女性  
96,928円である。この金額を全消、家計  
調査と比較すると、対全消では男性86%、  
女性71%、対家計調査では男性85%、女  
性72%と、男性は一般平均値の8.5割強、  
女性は7割強の支出額となる。稼働年齢単  
身男女の場合にはMIS調査の値は一般平  
均値の7割前後であったので、男性の圧縮  
度は稼働年齢単身男女に比べるとやや小  
さいが、女性はほぼ同程度の圧縮度合いで  
ある。

消費支出構成では、食料、光熱・水道、  
家具・家事用品のような生活必需品は家計  
調査や全国消費実態調査の結果と同程度  
の支出額となったが、交通通信、教養娯楽、  
その他の消費支出のような各人の裁量幅

の大きい選択的な支出の費目では本調査の支出額は20%から80%程度の支出額となつた。この結果は、稼働年齢単身男女の結果と重なる。費目別の支出傾向からは一定の妥当性があると考えることができる。

#### D. 考察-MIS法の課題

高齢単身世帯の最低所得基準を作成するに当たってのMIS法の課題として、(1)高齢期生活の特性(2)高齢期の男女によるニーズの違い(3)MIS法一般の課題の3つがあげられる。

(1) 高齢期は、それまで生きてきた生活のストックや習慣の上に暮らしており、他方で現代の様式の影響や、単身世帯であること、あるいは人生のエンディングに向けた考えなどの制約も受けている。ストックや習慣についての考慮をどう考えるかはMISを含めた理論生活費算定の大きな課題である。だが高齢者も現代を生きる生活者であり、過去の慣習と現代からの影響という複雑な高齢期生活の諸相が今回の話し合いにはよく現れていた。

(2) 男女別のニーズの違いが今回はかなり大きかった。その一つである住居選択は、男性が1DK、女性が2DKと異なったものとなつた。もう一つの男女の際だった差異が示されたのは「贈与金」「交際費」であった。男性の贈与金、交際費は女性に比べ大幅に大きかった。その内容としては、孫や親類への誕生日などのプレゼント、お歳暮、香典、同窓会や友人との会食、などがあげられた。これに対して女性は、香典などは男性と同様の金額があがつたが、子や親戚への贈与金、歳暮などの贈答はない。交際費は同窓会や新年会、忘年会などである。このような男女の違いをどう考えていくかもMIS法適用の際の大きな課題である。

(3) MIS法を日本へ適用する場合の全般的な課題としては、第一に参加者の選定

と組み合わせに大きく依存してしまう点がある。第二はMIS法は、ニーズの積み上げから最低必要所得基準を作っていくこうとするが、収入というガイドラインがないと決められないという意見が大きかった。第三に、MIS法ではすべての必要財サービスを耐用月数を用いて1ヶ月分の生活費に換算していくため、貯金は考慮されない。実際の生活では、2~3ヶ月に一回とか1年に一回の支払いは、それを見越して貯金されており、他方で耐久消費財などの買い換え費用も貯金されている。このような貯金をどう考えていくかも大きな課題であろう。

#### E. 結論

今回得られた最低生活費月額は、住宅費を除いて比較すると一般平均値の8割~7割強であった。また稼働年齢期の結果ともそれほど変わらず、費目別の支出傾向からはMIS法に一定の妥当性があるといえる。ただしこれらの課題についてさらに改良していく必要があろう。

#### F. 研究発表

国立社会保障人口問題研究所・公開シンポジウム「社会的包摂—政策の成功と失敗—イギリスの経験・日本の希望」（2012.1.7 慶應義塾大学）パネリスト

#### 1. 論文発表

岩田正美・岩永理恵「ミニマム・インカムスタンダード(MIS法)を用いた日本の最低生活費試算」『社会政策』第4巻第1号 ミネルヴァ書房

#### 2. 学会発表

なし

#### G. 知的所有権の出願・登録状況

なし

厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）  
総括研究報告書

貧困世帯の時点間比較  
－1999年と2007年における世帯収入に基づいて－

研究分担者 西村幸満 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

1990年代の把握された調査データに基づいて展開された不平等・格差論は、2011年に発生した東日本大震災以降、その議論の焦点は大きな舵とりがされたようである。継続的な貧困状態の観測は重要であることは疑いなく、そのため本研究は、公開性の高い社会調査データを利用して、貧困の測定をおこなった。新しい知見をえるよりは、貧困測定の方法が、貧困分布にどのような影響を及ぼすのかを確認し、今後の貧困測定および政策インプリケーションにおいて念頭に置くべき点について指摘した。

貧困測定時に世帯構成・人数によって発生するニーズをどの程度調整するかによって、貧困の分布について多少異なる知見が得られることは従来指摘している通りであるが、従来からわかっている貧困層への陥落は、世帯主の属性と性別という大きな区分によってより顕在化しやすい半面、高齢者を除いた年齢（現役世代にのみ限った場合）、就業においては、若干潜在化する可能性があることがわかった。がわかった。

また世帯主になるあるいは自立することができた若者と、そうではない若者との間に貧困への陥落のリスクに違いがある可能性が確認された。

A. 研究目的

1990年代以降、多くの実証研究を社会経済「格差論」は、社会に内在するさまざまな格差を発見したが、政策的な合意を得るに至っていない。何によって生じる格差を是正するのかについて、衆目の一致する見解に至りにくい。そのなかで、政策による対応が急務と認識されるものの一つが貧困である。

しかし、収入による貧困の測定は、データの利用制限による強い制約を受けてきた。これまで『国民生活基礎調査』、『全国消費実態調査』など世帯ベースの官庁統計をもとに推計されてきたが、本研究では、公開性の高い個人ベースの標本調査をもとに貧困を推計し、さらにその調査の質問

項目の利便性を活用して、これまで明らかでなかった貧困の実態も解明する。今回は入手できる最新の2008年データを用いてその概要を明らかにし、また2000年データとの比較も行った。

B. 研究方法

個人ベースの貧困測定は、その世帯収入情報をもとに、2つの方法を用いて貧困研究及び政策インプリケーションで留意すべき点を提示するという貢献も目指した。それは貧困測定の方法が貧困の分布にどのような影響を及ぼすのかを確認することである。またこの貧困変数の作成方法を明示することで、貧困研究へのアクセスを容易にすることである。さらに、今回分析で利用

した公開性の高い日本版総合的社会調査（Japanese General Social Surveys, 以下 JGSS）を用いた貧困研究の可能性を提案することである。

貧困層は、世帯収入を世帯人数で調整し、そこから母集団の中央値の金額を推計し、さらにその金額の 50%の金額を貧困線として定義した。人数の調整方法は、大人 1 人目を 0.67, 2 人目以降を一人当たり 0.33, 14~19 歳未満の子どもを 1 人あたり 0.33, 14 歳未満の子どもも 1 人あたり 0.2 として合計した値で除する OECD 方式と、世帯人数の平方根で除した等価方式で測定した。

2008 年の調査は、年収については 2007 年のものを把握したものである。リーマンショック以前のもっとも安定的な時期に対応しており、境界線にいる貧困層の移動を促している可能性がある。そのことに注目して分析をおこなう必要がある。

### C. 研究成果

OECD 方式に基づくと、世帯収入の中央値にあたる金額は 400.0 万円になる。等価方式だとこの額は 288.7 万になる。OECD 方式で貧困層の占める比率は、15.5%，等価方式では 15.1% になる。これらの比率にはさほど大きな離はないといえる。

本人が世帯主の場合と、配偶者が世帯主の場合では、本人が世帯主である場合の方が貧困層に陥る比率は高くなっている。また父親と母親とでは母親が世帯主の方が貧困層に陥る比率は高く、属性的にはもっとも高いことがわかる。男性本人が世帯主の場合に貧困率は 13.0%，女性本人が世帯主の場合には 37.5% となり、明らかに女性本人が世帯主の場合に貧困層に陥りやすいことがわかる。

男性に対する女性の貧困率は、義務教育レベルでも倍増し、他の教育レベルでも 2 倍から 4 倍ほど女性世帯主の方が男性世帯

主よりも貧困に陥りやすいのである。

65 歳以上でもっとも貧困層に陥る確率は高く、また 20~29 歳層においても比較的貧困層に陥る確率は高い。やはり就業に集中する現役世代に低い傾向があり、また 2000 年代を通じて非正規雇用のまま就業している若者層が貧困層に陥っていることが推察される

2000 年（1999 年の世帯年収）と 2008（2007 年の世帯年収）を比較すると、以下のことが明らかになった。貧困層の比率は OECD 方式で 14.4% から 15.5% へと微増している。構成比だけみると、貧困～中央値の層から貧困層に移動したとみるよりは、中央値以上の層も減少していることがわかる。世帯主本人の場合は 2007 年の貧困構成比の引き下げに貢献しているが、実際に 1.1% 高まったものには、世帯主が父親であることがとくに大きく寄与していた可能性がある。

### D. 考察

従来からわかっている貧困層への陥落は、世帯主の属性と性別という大きな区分によってより顕在化しやすい半面、高齢者を除いた年齢（現役世代にのみ限った場合）、就業においては、若干潜在化する可能性があることがわかった。

世帯主本人の場合の貧困率が低下した理由は、65 歳以上の世帯主において貧困率が低下したためである。しかし、教育水準では義務教育においてわずかに低下しているに過ぎない。貧困に占める義務教育水準の比率は 59% にもなっているので、この層のわずかな動きが 65 歳以上においては敏感に反応した可能性がある。

### E. 結論

世帯主が父親と母親である場合に、2007 年の貧困率が高まっている。このことは、

本人が比較的若い被扶養者であることを示している。これは調査票の設計から 20 歳以上の被扶養者であり、依然として親と同居しているということになる。本人が世帯主の場合には 20-34 歳の貧困率は高まっていないことを考えると、世帯主になるあるいは自立することができた若者と、そうではない若者との間に貧困への陥落のリスクに違いがあることがわかる。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

G. 知的所有権の出願・登録状況

なし

## II. 論 文

## [ 1 ] 最低生活水準の算定手法の開発と試算 (MIS)

## ①勤労世代単身男女、子ども

# MIS 法を用いた日本の最低生活費試算— —他の手法による試算および生活保護基準との比較

岩永理恵・岩田正美

## 1 はじめに

英国 MIS (Minimum Income Standard) 法は、「一般市民」の参加者によって実際に最低生活に必要とされると判断された財やサービスをひとつひとつ積み上げ、その価格から生活費を算出する方法である。MIS 法は、最低生活費研究の分類でいえば、理論生活費方式（マーケット・バスケット方式）の一種に括られる。理論生活費方式は、最低生活費の算定の古典ともいべきもので、長い間各国において研究され、政策基準として採用されてきた。戦後英国の福祉国家の基礎となったのは、ラウントリー (B.S.Rowntree) によって開発された、栄養科学をベースとした最低生活費の算定である。日本でも、戦前、戦中にさまざまな最低生活費研究が開花したが、戦後の生活保護法においては、その第 8 次改訂でマーケット・バスケット方式により算定した最低生活費を用いたことは周知のとおりである。

しかし、ラウントリーらの理論生活費は、食費以外の生活費決定の恣意性や、標準的な社会様式への配慮の少なさなどから、次第に批判されるようになり、これを基準とした貧困測定は時代遅れとみなされていく [Bradshaw,1993 ; Gordon,2007]。この結果、ヨーロッパでは、貧困基準はタウンゼントの相対的剥奪を指標とした貧困や、OECD の相対所得基準などに置き換えられていった。近年では社会的排除指標がこれに加わることがある。日本でも、生活保護基準はエンゲル方式を経て、一般世帯の消費水準との均衡を目安とする改訂方法へ変化していったことは周知の通りである。貧困は「絶対的」であるよりも「相対的」であるという考え方が浸透していったのである。

とはいっても、相対比較によって貧困を裁定する場合、大きな問題がある。ある社会の所得水準が全体として落ちていくと、より多くの人々が飢餓状態に陥っていても、所得中央値の 50%以下の人口には変化がない、つまり貧困率は一定である、ということがありうる。言い換えると、相対基準においては、最低生活のリアリティがかならずしも反映されない場合があることになる。

このようなことから、近年では貧困概念そのものについて、従来の絶対的貧困と相対的貧困という二分法の克服が試みられ [Lister, 2004:20-23]、また、その具体的計測についても、かならずしも一つの正解があるのではなく、むしろ多様な測定法が必要である、という考え方が強調されるようになる [Glennerster,2000 ; Bradshaw,1987]

このような文脈の中で、再び最低生活費算定が注目されたのは 1990 年代以降である。英国版 MIS プロジェクトが実施されたのは 2000 年代に入ってからであり、日本でも新たな最低生活費研究の動きがみられる。この状況下で、MIS の日本版を実施し、最低生活費を試算する意義とはいかなるものか。小論では、まず、英国の最低生活費研究における MIS の特徴を示し、そのような新たな方法を開発した意図を確認する。これを前提に、近年日本で実施された他の手法による最低生活費試算結果、および生活保護基準と比較して、日本版 MIS 試算結果を解釈し、日本版 MIS の位置や今後の可能性を検討する。